

〒 ●●●●-●●●●

〇〇県〇〇市●●△△番△△号

◇◇◇ ◇◇◇

様

(滞納者用)

## 差 押 調 書 (謄本)

◇◇◇ ◇◇◇

様

富財収発第 〇〇〇〇〇 号

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

富士市長 小長井 義正

別紙処分理由のとおり、下記の滞納金額を徴収するため、下記の債権を差し押えます。  
国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。  
なお、この差押後は債権の取立、その他の処分を禁止します。

滞納者	住(居)所又は所在地	〇〇県〇〇市●●△△番△△号
	氏名又は名称	◇◇◇ ◇◇◇
滞納金額	※明細については、別紙未納明細書のとおり	
	合計 (法律による金額)	14,000 円
	滞納処分費 (法律による金額)	円
差押財産	第三債務者 〇〇県〇〇市●●▽▽番▽▽号 ◆◆◆銀行 滞納者が債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書が受領された日までの確定利息の支払請求権。ただし、滞納金額に振込手数料相当額を加算した金額に満つるまで。 記	
	1 取扱店名 : ◆◆◆銀行 ◆◆支店 2 預金種別 : 普通預金 3 口座番号 : 1 2 3 4 5 6 7 4 口座名義 : ◇◇◇ ◇◇◇ 5 残 高 : 債権差押通知書到着時残高 ( 円) 履行期限 即時	
備 考		

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。